

第8章 廃棄物処理対策

第1節 廃棄物の排出等の状況

第1 産業廃棄物

近年、経済・社会活動の発展に伴い、特に第2次産業から排出される産業廃棄物はその量の増加とともに、質においても多様化の傾向を示し、処理困難な物質を含むものも多くなっている。一方、著しく都市化が進み、狭小過密な府域では、内陸部に廃棄物の適切な処分用地を確保することはますます困難な状況にある。

府域において排出される産業廃棄物量は図3-8-1のとおりである（大阪府産業廃棄物処理計画（昭和49年7月策定）による。）。

第2 一般廃棄物

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出される一般廃棄物の量は年々増加の傾向を示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この章において「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づいて市町村が行う一般廃棄物の計画収集量は、昭和50年度では約280万トンに達している（図3-8-2）。

その収集内訳及び処理内訳をみると、収集内訳では市町村直営によるものが約45%、許可業者によるもの約26%で、両者により全体数の約70%が収集されており、処理内訳では焼却処分によるものが80.3%を占めており、これらは市町村直営の焼却場において処理されている（図3-8-3）。

図3-8-1 産業廃棄物種類別排出量

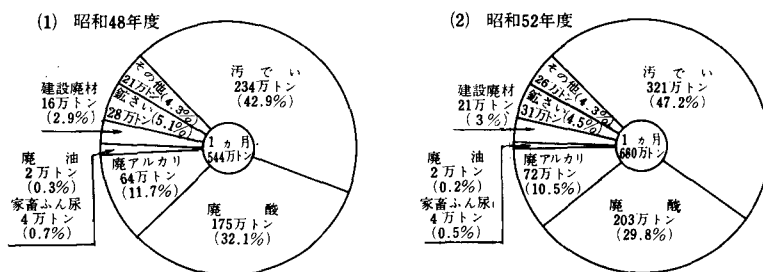


図3-8-2 ごみ処理状況の推移

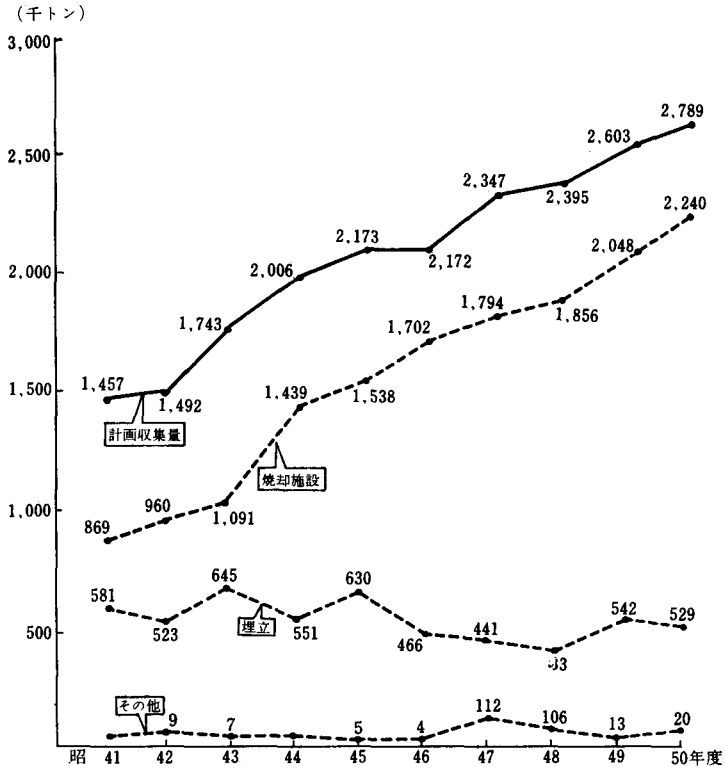
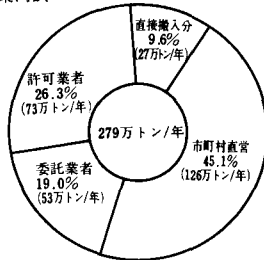
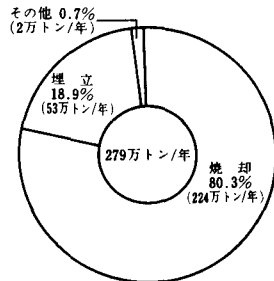


図3-8-3 ごみの収集及び処理の区分(昭和50年度)

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



第2節 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法及び産業廃棄物処理計画に基づき次のような対策を推進した。

第1 広域処理対策事業の推進

1 堺第7-3区のえん堤等整備事業

広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第7-3区(約280万㎡)において、引き続き海面埋立処分施設(えん堤)整備事業等を実施した(表3-8-1)。

表3-8-1 堺第7-3区のえん堤等整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業名	全体計画		昭和50年度まで施工済		昭和51年度施工	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
用地造成	65,000㎡	1,720,600	65,000㎡	1,720,600	—	—
えん堤第1期	820m	1,645,400	820m	1,645,400	—	—
えん堤第2期	上部工 3,580m 下部工 3,443m	15,904,271	上部工 2,413m 下部工 3,247m	10,586,271	上部工 445m 下部工 196m	2,100,000
中仕切り堤	1,105m	1,734,729	1,105m	1,734,729	—	—
検収所	用地 1,200㎡ 建物 118㎡	22,517	用地 1,200㎡ 建物 118㎡	22,517	—	—
合計		21,027,517		15,709,517		2,100,000

2 堺第7-3区における最終処分事業の実施

堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業は、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として実施したが、昭和51年度における事業の内容は表3-8-2のとおりである。

表3-8-2 堺第7-3区の最終処分事業の内容

対象廃棄物	対象事業	対象地域	処分計画	受入実績
廃土砂・がれき及びこれらに類するもの	公共事業 民間事業	大阪府全域	車両台数 1日500台以内	1,417,373トン

第2 大阪産業廃棄物処理公社の事業

財団法人大阪産業廃棄物処理公社は府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、昭和51年度において同公社が実施した事業は、①堺第7-3区における最終処分事業の実施 ②大阪市北港における最終処分事業の計画及び実施 ③廃棄物の中間処理に関する情報収集及び基本調査の実施などである。

第3 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理については、事業者処理責任の原則に基づき事業者指導を強化してきたが、昭和51年度においては、前年度に引き続き、製造業のうち処理困難な廃棄物を排出する事業所及び廃棄物を多量に排出する事業所など3,128事業所を重点対象として、廃棄物処理法第18条に基づく産業廃棄物の処理に関する報告書の徴収、立入検査等を実施した。

また、有害物質に係る産業廃棄物の実態をは握するため、有害物質関連事業所1,206ヵ所について報告の徴収と立入検査を行った。

昭和51年度における産業廃棄物処理施設設置の届出状況は23件であった(表3-8-3)。

表3-8-3 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

(昭和52年3月31日現在)

処理施設の種類	施設設置届出書の受理件数	
	昭和51年度	累計
汚水の脱水施設	22	116
汚水の乾燥施設	0	4
汚水の焼却施設	0	6
廃油の油水分離施設	0	28
廃油の焼却施設	0	12
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	63
廃プラスチック類の焼却施設	0	24
有害物質を含む汚水のコンクリート固型化施設	0	1
汚水・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	8
合計	23	262

第4 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物に係る処理業の許可に当たっては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期するため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしている。昭和51年度において、それらの基準に適合するものとして許可をした処理業者数は296業者で、その処理業の種類は、収集及び運搬279件、中間処理業6件、埋立処分業11件である。

第3節 一般廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

1 一般廃棄物処理施設の整備状況

府下市町村における一般廃棄物処理施設の整備状況は、し尿処理施設については18市町7組合における合計処理能力4,983kl/日、ごみ処理施設は17市町9組合における合計処理能力12,710トン/日、粗大ごみ処理施設では7市5組合における合計処理能力865トン/5時間となっている(表3-8-4)。

2 施設整備に対する助成

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の新・増設及び施設の改修事業に対し、し尿処理施設については昭和33年度、ごみ処理施設については昭和37年度、粗大ごみ処理施設については昭和46年度以降、また、ごみ処理施設排水処理施設については昭和51年度からそれぞれ財政援助を行うこととし、茨木市ほか延9市町組合に対し1億656万円を交付した。その対象施設数は、ごみ処理施設2施設、し尿処理施設7施設及びごみ処理施設排水処理施設1施設となっている。

第2 公害防止設備の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理施設の焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務付けられており、これの整備促進を図るため、昭和51年度においては大阪市及び堺市に対し、ごみ処理施設に係る洗浄集じん装置設置費補助金3億4,072万円を交付した。

また、昭和49年度からはそれらの公害防止設備の設置に係る地方債の利子支払額に対しても助成を行うこととし、昭和51年度においては箕面市ほか17市町組合に対し2億1,618万円を交付するとともに、昭和51年度から洗浄集じん装置から排出される塩の処理経費についても助成を行った。

第3 一般廃棄物処理施設に関する調査研究

廃棄物処理対策上の諸問題の検討をするに当たって次の事項について調査研究を実施した。

- (1) 洗浄集じん装置から排出される塩の有害物質の除去及びその有効利用に関する研究
- (2) 府域における再生資源業者の基礎調査

表3-8-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) し尿処理施設整備状況

(昭和52年3月31日現在)

市 町 (組 合) 名	規 模 (kl/日)	処 理 方 式	
		一 次	二 次
堺 市	560	消・化	活
岸 和 田 市	150	消	〃
豊 中 市	100	〃	〃
吹 田 市	180	化	〃
高 槻 市	320	酸	〃
貝 塚 市	120	消	〃
枚 方 市	347	消・酸	〃
茨 木 市	200	化・酸	〃
八 尾 市	265	〃	〃
寝 屋 川 市	290	消・酸	〃
河 内 長 野 市	100	酸	〃
門 真 市	177	消	〃
泉 南 市	50	〃	〃
交 野 市	30	〃	〃
島 本 町	34	化	〃
忠 岡 町	30	酸	〃
熊 取 町	30	〃	〃
岬 町	50	消・酸	〃
東大阪市・大東市清掃センター	710	〃	〃
豊中市・伊丹市清掃施設組合	150	消	〃
守口市・四条畷市清掃施設組合	200	〃	〃
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	300	消・酸	〃
富田林市外5ヵ町村環境衛生施設組合	200	酸	〃
泉北環境整備施設組合	270	消・酸	〃
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	120	消	〃
合 計	4,983		

(注) 1 処理方式の略号は次の区分による。

一次 { 消……消化処理
 化……化学処理 二次 活……活性汚で処理
 酸……酸化塔処理

2 大阪市及び池田市については公共下水道で処理されている。

(2) ごみ処理施設整備状況

(昭和52年3月31日現在)

市 町 (組 合) 名	処 理 能 力 (トン/日)	処 理 方 式
大 阪 市	4,350	連
堺 市	1,050	"
池 田 市	120	半
吹 田 市	480	連
高 槻 市	450	"
守 口 市	300	"
枚 方 市	450	"
茨 木 市	300	"
寝 屋 川 市	210	固・連
松 原 市	100	"
箕 面 市	180	"
門 真 市	210	"
摂 津 市	180	"
島 本 町	30	半
忠 岡 町	30	連
熊 取 町	40	半
岬 町	15	"
豊中市・伊丹市清掃施設組合	975	連
四条畷市・交野市清掃施設組合	180	"
東大阪都市清掃施設組合	1,050	"
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	450	"
南河内清掃施設組合	300	"
泉北環境整備施設組合	450	"
岸和田市・貝塚市清掃施設組合	450	"
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	180	"
泉南清掃事務組合	180	"
合 計	12,710	

(注) 処理方式の略号は次の区分による。

連……連続燃焼式機械炉、半……バッチ式半機械炉、固……バッチ式固定炉

(3) 粗大ごみ処理施設整備状況

(昭和52年3月31日現在)

市 町 (組合) 名	規 模 (トン/5時間)	処 理 方 式
大 阪 市	120	圧 縮
池 田 市	30	破 砕
吹 田 市	50	"
守 口 市	35	"
八 尾 市	100	併 用
寝 屋 川 市	50	"
箕 面 市	50	"
豊中市・伊丹市清掃施設組合	{ 50	{ 破 砕
南河内清掃施設組合	{ 50	{ 圧 縮
泉佐野市・田尻町清掃施設組合	50	破 砕
東大阪都市清掃施設組合	100	併 用
東大阪都市清掃施設組合	150	"
柏原市・羽曳野市・藤井寺市清掃施設組合	30	圧 縮
合 計	865	

(注) 処理方式のうち「併用」とは、圧縮と破砕を兼ねたもの若しくは不燃物、可燃物を併せて処理できるものをいう。